

静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域固有の資源である桜えびに関連する産業の次世代への継承に資するため、近年の桜えびの記録的な不漁への緊急的な対策として、桜えび関連商工事業者に対して経営の改善及び維持に必要な資金の融資を行う取扱金融機関に対して、予算の範囲内において当該融資に係る利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 桜えび関連商工事業者 駿河湾で水揚げされた桜えびを原材料に使用した商品を主に取り扱う中小企業者で、桜えびに関連する事業を営むものとして市長が認めたものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者で、法人にあつては市内に本社又は支店を、個人にあつては市内に住所及び事業場を有するもののうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eの製造業、大分類Iの卸売業及び小売業並びに大分類Mの宿泊業及び飲食サービス業に区分されるものをいう。
- (3) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定を締結した金融機関及び株式会社整理回収機構で、次条の交付対象融資を行うことに同意したものをいう。

(交付対象融資)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 経営基盤の安定及び経営の強化に必要な運転資金を融資するものであること。
- (2) 融資の限度額が、1,000万円以下であること。
- (3) 貸付利率が、年0.75パーセントであること。
- (4) 貸付期間が、5年以内であること。
- (5) 返済方法が、元金均等割賦返済であること。
- (6) 据置期間が、1年以内であること。
- (7) 交付対象融資について、取扱金融機関と協会との間で保証契約が締結されていること。

(交付対象融資を受けることができる桜えび関連商工事業者)

第4条 交付対象融資を受けることができる桜えび関連商工事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)原則として、融資の申込みの日まで1年以上引き続き市内で同一事業を営んでいること。

(2)市税の納税義務者で、融資の申込日以前において納期が到来した市税の未納がないこと。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、融資ごとに年度別に区分して算定するものとし、4月1日から9月30日まで(以下「上期」という。)及び10月1日から翌年3月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における融資平均残高(各月初残高(当該月の前月末の協会保証債務残高をいう。))の合計を6で除して得た金額をいう。)に年0.75パーセント以内の割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額の範囲内において市長が定める額とする。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給金を交付する期間は、5年以内とする。

(資金の融資の申込み)

第7条 交付対象融資を受けようとする桜えび関連商工事業者は、取扱金融機関を経由して、桜えび不漁緊急対策資金融資制度申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1)市税の納税証明書

(2)取扱金融機関が発行する桜えび関連商工事業者に対する意見書(様式第2号)

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(審査等)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、関係書類を協会へ送付するものとする。

2 協会は、関係書類の送付を受けたときは、遅滞なく保証承諾の可否を審査の上、保証の可否を市長及び当該申込者に通知するとともに、保証を可とするものについては、前条の規定による経由をした取扱金融機関に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、協会から前項の規定による通知を受けたときは、所定の手続を経て速やかに融資するものとする。ただし、特別の理由により当該申込者に対し融資を行わないことを決定したときは、その理由を付して協会へ関係書類を返送するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第9条 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年度上期分については9月30日までに、下期分については翌年3月31日までに桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付申請書（様式第3号）に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、利子補給金の交付を決定したときは、桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付決定通知書（様式第4号）により、当該取扱金融機関に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、前条の規定により利子補給金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度の終了後10年間保存すること。
- （2）融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。
- （3）規則及びこの要綱を遵守すること。

（実績報告）

第12条 第10条の規定により利子補給金の交付の決定を受けた取扱金融機関（以下「交付対象者」という。）は、毎年度上期及び下期において融資が完了したときは、速やかに実績報告書に所要額計算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（利子補給金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る利子補給金の交付の成果が利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付確定通知書（様式第5号）により当該交付対象者に通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、遅滞なく請求書を市長に提出しなければならない。

（報告）

第15条 協会及び交付対象者は、この要綱による保証又は融資の状況について、別に定めるところにより市長に報告するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年度の利子補給金から適用する。

(令和元年度の特例)

2 令和元年度の利子補給金に係る第5条の規定の運用については、同乗中「4月1日」とあるのは「9月1日」と、「各月初残高」とあるのは「上期にあつては8月末の協会保証債務残高を、下期にあつては各月初残高」とする。

桜えび不漁緊急対策資金融資制度申込書

(宛先) 静岡市長

申込者住所	〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏名	
電話	〔 〕

桜えび不漁緊急対策資金を利用したいので、静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申し込みます。なお、融資手続、利子補給金交付手続、融資枠管理及び融資制度に関する調査・研究を行う範囲内で、市が申込窓口及び静岡県信用保証協会からこの融資に関する情報を取得すること並びに申込窓口及び静岡県信用保証協会にこの融資に関する情報を提供することに同意します。

申込者記入欄							
融資申込額	千円	開業年月日	年	月	日		
		法人設立年月日	年	月	日		
借入希望期間	箇月	営業年数	年	箇月	資本金	円	
据置の有無	有・無	箇月	事業所所在地	静岡市			
返済方法	元金均等割賦返済		貸出の月から	箇月目	千円返済		
借入希望金融機関	銀行	信用金庫	支店	従業員数	常用(役員・家族除く。)	人	
					常用(役員・家族)	人	
					臨時(パート含む。)	人	
資金使途	運転資金			資金計画	所要資金総額		千円
	◎融資に事業歴が1年以上の事業に係る融資及び1年未満の事業に係る融資がある場合は、金額の内訳を御記入ください。				内訳	当資金	千円
						自己資金	千円
						その他	千円
資金を利用する業種に係る事業歴	1年以上		・	1年未満			
業種	小売 製造 (取扱品目) 卸売 加工						
連帯保証人	氏名	住所	申込者との関係	年齢	職業		
受付番号	※						
保証協会記入欄※							
保証 諾 否		承諾 不承諾		市 受 付 欄	※		
保証 承諾日							
保証 金額		円					
保証 期間		箇月					

※の欄は記入しないでください。

様式第2号（第3条、第7条関係）

桜えび関連商工事業者に対する意見書

申込者名称 及び代表者の氏名		業 種	製造業 卸売業 小売業 宿泊業 飲食サービス業
主たる事務所の 所在地	〒 ー 連絡先		
直近1年の 事業の内容 (年 月～ 年 月)	主な事業	主たる生産品目	年間生産額
	1		円
	2		円
	3		円
経常利益 (過去3期分)	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
	第 期 (年 月 ～ 年 月)		円
駿河湾で水揚げされた桜えびを原材料に使用した商品の取扱状況 ※取扱いが分かる書類（例：仕入・納品伝票、注文書、パンフレット等）を添付してください。			
商品の内容		左記の仕入先名称及び住所	
桜えびの記録的な不漁に伴う経営の状況			
桜えびを取り扱う地域の産業を次世代に残していく事業の展望			
事業展望に基づく経営改善の方針及び資金の資金使途			

上記に基づき、桜えび関連商工事業者である旨を申し添えます。

取扱金融機関名称	銀行・信用金庫	支店
役職者氏名	職 氏名	㊟
担当者氏名	職 氏名	㊟

様式第3号（第9条関係）

桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名 称 (印)
代表者氏名

利子補給金の交付を受けたいので、静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事務又は事業の名称

2 交付申請額 円

3 事務又は事業の概要

4 添付書類
所要額計算書

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった利子補給金については、静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、次のとおり交付の決定をしたので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を利子補給金の交付を受けた年度の終了後10年間保存すること。

(5) 融資を行うに当たり、歩積預金及び両建預金を要求しないこと。

(6) 静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及び要綱を遵守すること。

様式第5号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した利子補給金の交付について
確定したので、静岡市桜えび不漁緊急対策資金利子補給金交付要綱第13条の規定により、次
のとおり通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円